PwCベトナムニュースブリーフ

最終受益者（UBO）に関する新たな規則

2026年9月



ご一読ください

7月23日、政府は政令296/2026/ND-CPを発布し、既存の企業登録規則を改正しました。改正内容には、実質的支配者（UBO）の特定および申告に関する要件が含まれています。政令296に先立ち、7月21日には政令288/2026/ND-CPが発布されており、両政令により、UBO申告および報告要件の不遵守に対する行政罰が導入されました。両政令とも、発布日に発効されています。

詳細

01

UBO識別に関する規則

政令296号は、企業に対し、所有権構造の各階層をたどって最終的に企業を所有または支配する個人を特定し、その所有者（UBO）を申告することを義務付けている。

最終受益者は以下の順序で決定されます。

i. **所有権**：個人が直接、間接、または共同で、会社の定款資本または議決権株式の25%以上を保有すること。.

ii. **支配権**：主要な経営陣（取締役会や会員評議会のメンバーなど）の任命、定款の改正、重要な財務および投資に関する意思決定など、実際に支配権を行使する個人。

iii. **最高経営権限者**：（i）も（ii）も該当しない場合、会社内で最高経営権限を持つ個人。

政令296号は、UBOを特定するための段階的な方法を規定していなかった政令168/2025よりも明確なアプローチを提供します。

02

既存企業への導入方法は依然として不明瞭

政令296号は、既存企業に対し、実質的支配者（UBO）情報を直ちに提出することを義務付ける独立した期限を設けているようには見受けられません。むしろ、UBO情報は、新規設立企業の企業登録手続きの一環として、またその後の登録変更時に申告する必要があるものとされています。政令296号の発効日前に設立された企業への新たな要件の適用方法を明確にするため、企業登録当局からさらなるガイダンスが提供される可能性があります。

詳細

03

違反に対する対応

政令288号に基づき、UBO（実質的支配者）の申告および報告義務違反は、違反の内容に応じて最大1億ベトナムドンの行政罰金が科せられます。罰金の支払いは、違反を是正する義務を免除するものではありません。

04

駐在員事務所のUBO報告義務

企業登録制度とは別に、税務当局は駐在員事務所に対するUBO（最終受益者）報告義務を導入しました。新たな税務登録制度の下では、駐在員事務所は、新規税務登録のために様式BK07-DKTを用いて本店のUOBに関する情報を税務当局に開示し、変更が生じた場合は当該情報を更新する必要があります。2026年7月1日より前に納税者番号を付与された既存の駐在員事務所も、税務登録の変更を行う際に、関連するUOB情報を提出する必要があります。

重要なポイント

企業は、規制リスクを軽減し、潜在的な罰則を回避するために、所有構造を見直し、最終受益者（UBO）情報が正確に特定、申告され、最新の状態に保たれていることを確認する必要があります。さらに、駐在員事務所は、新たに導入された税務登録制度の下で、本社の必要なUBO情報が適切に開示され、最新の状態に保たれていることを確認する必要があります。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com

www.pwc.com/vn

©2026 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.